

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. アスベスト-中皮腫キャラバン隊

2017年7月に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、20人の代表団をイギリスに派遣しました。アスベスト被害が顕在化している国ならどこにでも患者・家族団体が存在しているものの全国ネットワークが形成され機能しているところは少ないなか、イギリスではアスベスト被害者新団体フォーラムUK (AVSGF-UK)があり、毎年同じ日に各地でアクション・メゾテリオーマ・デー (AMD) の取り組みが行われているということで、地域による違いと共通性、地域自立と全国連携の経験に学ぶことを目的としたものでした。同年3月末ベルギーにおける歴史的なアスベスト訴訟の高裁判決に集まった各国の患者・家族団体代表にこの計画が伝えられたことから(日本からも代表派遣)、フランス、ベルギー、スペイン等からも代表が集まって7月4日にマンチェスターで国際交流会がもたれるとともに、日本代表団は4人ずつ5グループに分かれて、7月7日にマンチェスター、リバプール、パーミンガム、シェフィールド、ダービーの5都市で取り組まれたAMD行事に参加する「歴史的ミッション」となりました。

7月15日には東京で石綿対策全国連絡会議結成30周年記念 アジア・世界のアスベスト禁止をめざす国際会議が開催されました。この場における中皮腫患者同士の出会いもきっかけのひとつとなって、中皮腫患者自身による中皮腫患者のピアサポート活動が、患者と家族の会の「中皮腫サポートキャラバン隊」活動として取り組まれることになりました。同年9月から2018年5月までに全国18か所以上で

講演会・交流会が開催されたほか、個別訪問や病院まわり等も通じて、100人以上の患者を励まし患者同士の絆をつくりだしただけでなく、患者と家族の会にとっても会員の拡大や支部活動の活性化、新たな支部の結成等にも貢献したことは間違いありません。中皮腫患者に「希望」を与える闘病記・患者の聞き書きをまとめた『もはやこれまで』も2018年6月に出版されました。キャラバン隊の中心メンバー2人が日本肺癌学会のガイドライン検討会中皮腫小委員会の委員を委嘱されたり、他のがん患者支援団体とのパイプ役になったり、また、メディアがキャラバン隊の活動を取り上げることを通じて中皮腫・アスベスト問題に対する認識を広める効果も果たしてきました。

そして、患者と家族の会が開催してきた省庁交渉が2018年6月1日「中皮腫患者100人集会 省庁交渉だよ! 全員集合」プロジェクトとして取り組みました。院内集会も含めて、全国から患者約50名(中皮腫患者35名)、家族・遺族、支援者ら200人以上が集まり、参加できなかった患者10数名のビデオレターや患者さんの放射線治療の痕を示したパネルも紹介され、また、YouTubeによる生中継を通じて参加された方々もいました。準備・運営も患者さんを中心としたプロジェクトチームが担い、内容も含めて例年をはるかに上回る迫力になりました。

翌6月2日午前中の石綿全国連新宿駅西口駅前情宣活動には、患者と家族の会と建設アスベスト訴訟原告の患者・家族を中心に200人以上が参加して、宣伝カーの上に4人の女性中皮腫患者が立って人生初めての訴えをされたときには、通行中の多くの方が足を止めて聞き入っていました(表

紙写真)。同日午後の石綿全国連第30回総会でも「中皮腫サポートキャラバン隊活動報告～明るく元気に行こうぜ～」が行われ、大きな感銘を与えました。最後の活動報告では、キャラバン隊活動と会の支部活動の一層緊密な連携、ピアサポート研修と中皮腫ピアサポートネットワークの構築、中皮腫サロンの開催等の展望が語られています。

キャラバン隊の登場は2017年7月のイギリス訪問には間に合いませんでしたが、2018年7月はじめソウルでの韓国石綿追放運動ネットワーク（BANKO）結成10周年行動（7月2日韓国・日本・インドネシア国際会議と7月3日ロシア・カザフスタン・中国大使館前）には、インドネシアからの3名とともに、4名の中皮腫患者、6名の患者家族、その他5名が参加し、3名の中皮腫患者がその後7月8日までソウルから忠南、釜山をまわる韓国キャラバン隊が行われました。

日本のアスベスト問題の歴史では、2002年5月に石綿全国連の呼びかけで初めて、全国から中皮腫・石綿肺がんで夫を亡くした10名の遺族と石綿肺患者数名も加わって厚生労働省担当者に直接思いをぶつけたことが、翌月の坂口力厚生労働大臣（当時）の「石綿の原則禁止導入の意向表明」につながりました。石綿全国連はそれから準備に2年かけた2004年2月患者と家族の会結成を応援し、同年11月の世界アスベスト東京会議は日本の患者・家族が世界の仲間と出会う最初の機会になりました。2005年夏のクボタショックは、労災被害者を中心に結成された患者と家族の会が尼崎の環境被害者を支えるかたちで展開、その後現在までに全国に20の支部ができるまでになったわけです。全国安全センターと多くの地域センターはこの間、全国・地域で患者と家族の会を支えてきました。

患者と家族の会の会員約900名のうち患者が1割にとどまり、家族・遺族が動ける当事者の主力を担わざるを得ない面があることは、中皮腫を筆頭にアスベスト関連疾患の予後がきわめて悪いことを反映したものでもあります。しかし、いま「元気のいい患者」さんたちが自分たち自身でできることを次々と提起・実行するようになったことは、患者さんご本人のニーズに対する対応能力を大いに高めるとともに、患者・家族・遺族・支援者らが各々に、また

一丸となって活動を飛躍させる画期的な機会を提供しています。これを生かしていけるかどうかはすべての関係者にとって大きなチャレンジです。

2. 高プロと過労死家族の会

「働き方改革」関連一括法案の最悪の部分である労働時間規制の新たな適用除外-「高度プロフェSSIONAL制度」は、2006～07年に「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」として導入が図られました（当時は「労働ビッグバン」の一環と称されました）。これに対して、様々な取り組みのなかでも、とりわけ全国安全センターや過労死弁護団・日本労働弁護団等が連絡を取り合って「過重労働により健康や命を脅かされる体験をした労働者とその家族」有志約20名がこの導入に反対して、連合会長と面談するとともに、厚生労働大臣・労働条件審議会労働条件分科会長宛てに要請書を提出して記者会見を行い、少し遅れて全国と各地の過労死を考える家族の会としての取り組みも本格化したことが、「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」導入阻止の重要な契機となったと考えています。

法改悪を阻止することができたという自信から、2008年には両弁護団による過労死防止基本法制定提案につながり、全国過労死を考える家族の会を中心とした粘り強い取り組みが、2014年の過労死等防止対策基本法の成立・施行、専門家委員8名、当事者・労働者・使用者代表委員各4名からなる過労死等防止対策推進協議会の設置等という画期的成果につながりました。全国各地での過労死等防止対策推進シンポジウムの開催等とも連動して、新たな地域に過労死を考える家族の会を設立する動きや、遺族だけでなく過重労働により健康や命を脅かされる体験をした労働者の参加を促す動きも出てきています。

「日本版ホワイトカラー・エグゼンプション」が「高度プロフェSSIONAL制度」に衣替えて導入するなどの「働き方改革」関連一括法案の問題点を明らかにし、反対する取り組みのなかで全国過労死を考える家族の会らが果たした役割には目覚ましいものがありました。国会、首相官邸や様々な集会・

行動のまさに最前列で常がんばっている姿はメディアも無視することはできませんでした。

残念ながら法案は強行採決されてしまいました。法律の実施、さらには過労死・過労疾患の予防・補償等において、患者・家族らがこの間の経験も生かした活躍をすることが期待されますし、連携を図っていきたくと考えます。法案審議の初期の段階で撤回させることに成功した「裁量労働制の拡大」についても、厚生労働省はあらためて検討会を立ち上げるとされており、注意が必要です。

3. ハラスメント防止の法制化

厚生労働省は2018年3月30日に職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書を公表しました。これに先立ち、全国安全センターは同審議会に対して「パワーハラスメント防止に向けた法制化を」求める申し入れ意見書を届けるとともに、2018年3月2日にはいじめ・メンタルヘルス労働者支援センター、職場のモラル・ハラスメントをなくす会とともに法制化を求める院内集会を開催しました。院内集会では記念講演のほか、10名を超す様々な形態のハラスメントや暴力の当事者らに報告をしていただくことができました。

検討会報告書は、使用者側の徹底抗戦のために、法制化の提言には至りませんでした。おきから国際労働機関（ILO）は5～6月に開催されたその第107回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約及び勧告を採択すべきである」と決定しました。ILOの動きも最大限生かしながら、パワーハラスメント防止の法制化をめざしていきたいと思えます。

4. 化学物質による隠れた健康被害

2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は、「化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある」と言っています。

その前段では、「近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生して

いるが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある」としていますが、大阪の校正印刷会社SANYO-CYPに端を発した職業性胆管がん事件（2012年）も福井・三星化学でのオルト-トルイジン等芳香族アミンによる職業性膀胱がん事件（2015年）も、実際には被害者自らが声をあげたことによって発覚したものです。

SANYO-CYPでは、被害者らが直接交渉して補償を実現させ、三星化学では会社が補償に応じないために、裁判がはじまっています。一方、後者に係るオルト-トルイジン取り扱い事業場調査のなかで発覚した化成品製造工場における化学物質MOCAによる職業性膀胱がん事件（2016年）や、樹脂製造化学工場における架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんによる肺組織の線維化等の肺疾患事件（2017年）では、具体的な企業情報も被害者の補償等に関する情報も公表されていません。

被害者が苦勞して気づきに至り、声を上げなければ何も変わらないという状況を改善するとともに、アスベスト関連疾患の労災補償等に係る事業場情報の公表と同様に、潜在的な被害者らに必要な情報を公開させていく必要もあります。

5. 原発被ばく労働

関係団体と協力した被ばく労働問題を考えるネットワーク及び被ばく労働問題に関する省庁交渉、全国安全センター内部で原子力関連労働者支援局を設置して学習会等を継続してきています。

また、福島原発被ばく労災損害賠償を支える会（あらかぶさんを支える会）による裁判支援を行っています。東電福島第一原発の事故収束作業に従事して急性白血病を発症し、2015年10月に労災認定された後、2016年11月に東電等を被告して提起された裁判です。メディアでも大きく報道されたベトナム人技能実習生を除染労働に従事させた事例や、具体的な労働災害職業病の認定事例の支援等も行っています。

6. 脊髄損傷者の労災補償

全国安全センターは2014年以降、労災補償に関する相談・援助事業を強化するために、全国脊髄損傷者連合会に理事を派遣しています。

個別相談への対応やピアサポーターに対する研修等のほか、2015年度から毎年秋に行われている厚生労働省交渉のなかで、労災補償に関する枠ももうけるようになりました。最初の交渉の成果として、2015年12月22日には基補発1222第1号「障害（補償）年金を受ける者が再発により傷病（補償）年金又は休業（補償）給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」を出させることができました。一律に休業（補償）給付請求のしるしをとらせるのではなく、支給要件を満たす場合には労働基準監督署長の職権により傷病（補償）年金に切り替えるよう指示したのですが、その後もその趣旨の周知徹底を重ねて要請し続けてきました。昨年まさに該当する事例の方から、労働基準監督署から文書で再発の場合休業（補償）給付請求のしるしが必要と指示されたという相談がありました。すぐに厚生労働省に連絡したところ、周知不足を謝るとともに、当該事例はすぐに傷病（補償）年金に切り替えられたということもありました。

一方、同連合会の労災補償関係の最大の要望事項は介護（補償）給付の見直しでした。毎年要求し続けるとともに、厚生労働省労働基準局長に直接面談して要請する機会も重ね、国会でも質問してもらう等も行った結果、昨年、「労災保険の介護（補償）給付に関する状況調査」が実施されるに至りました。まだ確定していませんが、介護保険ができる前の1994年の介護（補償）給付制度創設以来初めての見直しが実現することを期待しています。また、脊損者が死亡した場合の遺族（補償）給付に係る実態の把握と改善、併発疾病の取り扱いの見直し等も求めているところです。

7. 国際連帯

いまアジアと世界でもっとも注目されている職業

病事件と言ってよい、韓国のサムスン半導体職業病事件（2018年7月25日に被害者団体とサムスンが仲裁提案に合意しました）や台湾のRCA事件（2017年10月27日高裁判決に続き2018年8月16日最高裁判決の予定）について、2017～18年に直接的な連携がとれているのはうれしいことです。

アスベスト関連のアジアでの重点は引き続き一日も早い禁止導入の決定を迫ることにありますが、サブリージョナルレベルでの取り組みが進展していて、7月に南アジア会議（スリランカ）が開催されたのに続き、9月に東南アジア会議（ベトナム）、東アジア会議（香港）開催が計画されています。

8. 組織・財政等

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、2018年3月23日に実施しました。引き続き再渉を設定していく予定です。

全国安全センターとしての独自行動としては、厚生労働省交渉と総会、最近は行っていない全国一斉ホットラインくらいですが、すでに述べているとおり、内部の各「局」あるいはアスベスト患者と家族の会の様々な計画等を通じて、地域センターを超えた協力・連携が明らかに進展しています。そのような生きた取り組みの中から、全国安全センターの次の時代の体制や活動が構築されることを切に希望しています。

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献できるよう努力しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえ、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別アスベスト（石綿対策全国連）、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。



2017年度収支決算案

2017年4月1日から2018年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,449,000	1,714,000	▲ 265,000	1,700,000	▲ 251,000
賛助会費	4,900,000	4,840,000	60,000	5,500,000	▲ 600,000
購読会費	405,000	412,200	▲ 7,200	500,000	▲ 95,000
寄付金収入	6,000,000	9,000,000	▲ 3,000,000	6,500,000	▲ 500,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	1,265,707	841,984	423,723	1,000,000	265,707
前期繰越金	4,045,255	3,006,701	1,038,554	4,208,377	▲ 163,122
合計	18,064,962	19,814,885	▲ 1,749,923	19,408,377	▲ 1,343,415

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	9,066,740	9,455,696	▲ 388,956	9,600,000	▲ 533,260
活動費	1,488,952	1,871,060	▲ 382,108	1,600,000	▲ 111,048
印刷費	2,708,121	2,232,546	475,575	2,300,000	408,121
通信運搬費	545,885	525,407	20,478	600,000	▲ 54,115
什器備品費	0	426,754	▲ 426,754	100,000	▲ 100,000
図書資料費	84,978	36,590	48,388	100,000	▲ 15,022
消耗品費	17,500	98,873	▲ 81,373	100,000	▲ 82,500
会議費	1,048,716	1,095,938	▲ 47,222	900,000	148,716
頒布資料費	\0	\0	0	0	0
雑費	\62,878	\26,766	36,112	60,000	2,878
予備費	0	0	0	3,446,701	▲ 3,446,701
小計	15,023,770	15,769,630	▲ 745,860	18,806,701	▲ 3,782,931
次期繰越金	3,041,192	4,045,255	▲ 1,004,063		
合計	18,064,962	19,814,885	▲ 1,749,923		

貸借対照表(2018年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	147,464	365,505
預金		
普通預金(中央労働金庫)	2,282,521	2,952,673
普通預金(みずほ銀行)	177,503	177,503
普通預金(三井住友銀行)	418,514	418,514
郵便振替	15,190	131,060
資産合計	3,041,192	4,045,255

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	3,041,192	4,045,255
正味財産合計	3,041,192	4,045,255
負債及び正味財産合計	3,041,192	4,045,255

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

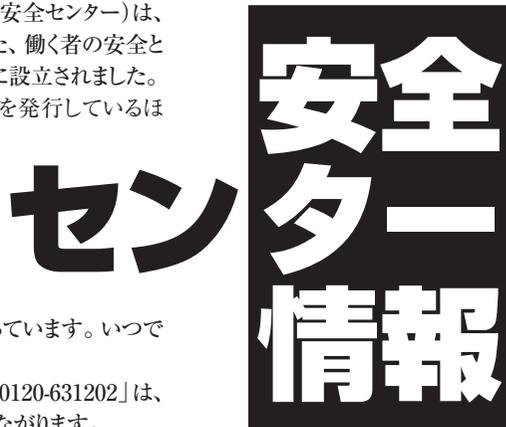
●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881



2018年度収支予算案

2018年4月1日から2019年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,500,000	1,449,000	51,000	1,700,000	▲ 200,000
賛助会費	5,000,000	4,900,000	100,000	5,500,000	▲ 500,000
購読会費	500,000	405,000	95,000	500,000	0
寄付金収入	6,000,000	6,000,000	0	6,500,000	▲ 500,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	1,000,000	1,265,707	▲ 265,707	1,000,000	0
前期繰越金	4,208,377	4,045,255	163,122	4,208,377	0
合計	18,208,377	18,064,962	143,415	19,408,377	▲ 1,200,000

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,400,000	9,066,740	333,260	9,600,000	▲ 200,000
活動費	1,600,000	1,488,952	111,048	1,600,000	0
印刷費	2,500,000	2,708,121	▲ 208,121	2,300,000	200,000
通信運搬費	600,000	545,885	54,115	600,000	0
什器備品費	100,000	0	100,000	100,000	0
図書資料費	100,000	84,978	15,022	100,000	0
消耗品費	100,000	17,500	82,500	100,000	0
会議費	900,000	1,048,716	▲ 148,716	900,000	0
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	62,878	▲ 2,878	60,000	0
予備費	2,848,377	0	2,848,377	3,446,701	▲ 598,324
合計	18,208,377	15,023,770	3,184,607	18,806,701	▲ 598,324

2018年度役員体制案

議長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副議長	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
運営委員	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
	川本 浩之	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	澤田 慎一郎	(専従)
	田 島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)※
会計監査	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	榊原 悟志	(情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)
顧問	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

全国安全センターウェブサイト

<http://joshrc.info/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>